

## 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例

### 【解説】

市民の生活に欠くことのできない福祉サービスを確保し、充実させていくためには、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となります。住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるまちづくりのためにも、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現を目指します。

(前文)

私たちは、誰もが元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちをめざして、共につながり、共に支え合う活動を何よりも大切にしています。

人は誰でも生涯の中で様々な困難に出会います。いかなる困難な時であっても、人間の尊厳が守られ、誰もが個人として尊重され、それぞれの幸福を追求する権利が保障されるためには、社会福祉の事業が不可欠です。

社会福祉の事業は、先人たちの不断の努力により、多方面にわたって目覚ましい発展を遂げてきました。今日では福祉サービスが、生涯にわたるセーフティネットの役割を果たしています。

このため、福祉サービスの担い手は、国・地方自治体をはじめとする公共機関はもとより、社会福祉法人、民間企業体、市民活動団体、地域住民団体、そして家族・親族や近隣関係に至るまで、多方面に広がっています。

同時に、福祉サービスが所期の目的を果たし、利用者の暮らしの質を保てるようになるためには、対象領域ごとに専門的な知識や技能を身につけ、目的意識を持って仕事や活動にあたる人々を必要とします。事業経営、職業、ボランティア活動等の別なく、これらに関わりを持つ人々のことです。さらには、福祉の仕事を目指す人や社会福祉の経験等を持ち、潜在している人々を含め福祉人材とすることができます。

しかし、少子化と人口減少、「人生100年時代」と言われる超高齢社会に入る中で、福祉人材の育成と確保が各地で困難になっています。

この現状を克服して、福祉サービスを持続的に供給し、社会の変化に対応して発展させるためには、人に寄り添い、人生の伴走者として共に生きる福祉従事者の仕事や活動が、それにふさわしい敬意と社会的評価を受けられるようにすることが不可欠です。

私たちは、誰もが支え手・提供者であり受け手・受益者であるという社会福祉の事業の本質と、それが高い水準を保って持続するためには、福祉従事者の仕事や活動を正當に評価し、福

祉従事者自身もそれに応えて常にその力を高めていくことが求められるという社会福祉の事業の今日的課題を自覚し、市民共通の理解としたいと考えます。

以上の趣旨に基づき、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現と、そこに向けて、福祉従事者、事業者、市民、及び市が力を合わせて、共につながり、共に支え合う地域共生社会の構築を図るために、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、福祉従事者の支援に関し、基本理念を定め、福祉従事者、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、福祉従事者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

**【解説】**

この条例は、新城市福祉円卓会議の答申（令和2年8月7日）を契機として、制定するものです。

この答申の背景には、福祉従事者が地域社会の福祉を支える重要な役割を担っていること、福祉従事者が決して十分とは言えない社会環境・労働環境にあること、福祉従事者の人材が不足していることなどがあります。

福祉従事者の人材不足は私たち市民の生活に直結する非常に大きな問題です。

私たちが自らの生活の中で福祉を必要とするときに、必要な福祉を受けて生活することができる環境を確保するためには、福祉従事者が仕事を続けられる環境をつくることや福祉に興味を持つ身近な機会をつくること、福祉従事者だけに頼った福祉から脱却し共助による福祉環境をつくる必要があります。

福祉従事者がやりがいを持って働き続けられる地域社会の実現を目指し、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力し、誰ひとり取り残すことなく、皆が生涯を通じて幸せに笑顔で暮らしていけるまちを創ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉従事者 市内で福祉サービスに従事する者をいう。
- (2) 事業者 市内で社会福祉を目的とする事業を営む者をいう。
- (3) 市民 新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号。以下「自治基本条例」と

いう。) 第2条第2号に規定する市民(前2号のいずれかに該当する者を除く。)をいう。  
(4) 市 自治基本条例第2条第3号に規定する市をいう。

**【解説】**

(1)「福祉従事者」とは、福祉に関わる仕事に従事し生計を立てている人をはじめ、ボランティアとして福祉に関わる活動をする人まで、福祉に関わる全ての人を意味します。

(2)「事業者」とは、職業として福祉に従事する人を雇用して、福祉サービス等を提供する組織・団体を意味し、これには企業だけではなくNPO等も含まれます。

(3)「市民」とは、住民に加え、市内の企業で働く人たちや学校で学ぶ人たち、また、市内において公益活動する団体をいい、自治基本条例第2条第2号に規定する市民と同意です。

(4)「市」とは、議会及び市の執行機関を含め、地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての新城市を指し、自治基本条例第2条第3号に規定する市と同意です。

(基本理念)

第3条 福祉従事者の支援は、福祉従事者、事業者、市民及び市が、地域における社会福祉及び地域共生社会の重要性を十分に認識するとともに、互いに助け合い、理解を深めながら、相互に連携し、及び協力し、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

**【解説】**

第1条の目的を達成するために、福祉従事者、事業者、市民及び市の全員が、地域福祉のことや地域福祉における福祉従事者の役割、また、「支える側」「支えられる側」という一方向の関係でなく、地域に生きて暮らしている以上、誰もが支え、支えられるものであることをしっかり認識し、理解を深めながら、相手のことを思いやり、その上で連携・協力していくことが、全ての取組みの根幹として必要不可欠です。

(福祉従事者の責務)

第4条 福祉従事者は、相互に人格と個性を尊重し、並びに福祉従事者としての資質及び福祉サービスの質の向上に努めるものとする。

**【解説】**

福祉従事者には、より質の高いサービスの提供が求められます。そのためには、自らが地域の福祉を支えているとの自覚と責任を持つとともに、福祉従事者同士がお互いに人格と

個性を尊重し、必要な知識・技術に関する研修の受講や資格の取得、他の福祉従事者・事業者との情報交換・交流・事例研究などを行い、自らの資質の向上に努めることが必要です。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、福祉従事者の労働環境の向上及び人材の育成並びに事業者間の連携及び協力を努めるものとする。

**【解説】**

事業者には、福祉従事者のモチベーションの向上などとなる労働環境の向上や福祉従事者はもちろんですが福祉サービスを受ける人の利益にもつながる人材育成、福祉事業における様々な課題の解決などに資する他の事業者との連携・協力を努めることが求められます。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが社会福祉を享受し、かつ、提供する者であることを踏まえ、福祉従事者の人格と個性を尊重し、市民、福祉従事者及び事業者間の相互の支え合いに積極的に取り組むよう努めるものとする。

**【解説】**

市民には、地域社会における相互の支え合いの重要性のもと、自身が福祉の支援を享受する側だけでなく、福祉の支援を提供する側でもあることをふまえ、福祉従事者に対する理解と敬意を深め、市民、福祉従事者及び事業者の相互の支え合いに積極的に取り組むように努めることが求められます。

(市の責務)

第7条 市は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現のために必要な支援に努めるものとする。

**【解説】**

市には、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会の実現に向けて市民・事業者とともに様々な施策を推進していくにあたって、必要となる支援に努めることが求められます。

(推進施策)

第8条 福祉従事者、事業者、市民及び市は、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、相互に連携し、及び協力し、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 福祉従事者の資質及び福祉サービスの質の向上を図ること。
- (2) 福祉サービスに従事しようとする者及び社会福祉を目的とする事業を始めようとする者を支援すること。
- (3) 社会福祉を目的とする仕事及び活動について、知り、及び学ぶ機会を創出すること。
- (4) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関する団体の相互の連携及び協力の関係を構築すること。
- (5) 福祉従事者及び事業者並びに福祉に関する団体を支援し、及びこれらのものの社会的評価の向上を図ること。

**【解説】**

福祉従事者が仕事にやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するための施策として、5つの推進施策を定めています。

(1)第1号は、例えば研修や資格取得など、資質の向上を図ることができる機会をつくることにより、福祉従事者が自身のスキルアップなどに努め、これによって今以上に地域社会へ貢献していることや福祉を必要としている人を支えるという重要な仕事を担っていることを実感することができ、自身の仕事へのモチベーションを向上させやりがいをもって従事し続けていくことにつながります。

(2)第2号は、例えば中学生や高校生に対する福祉教育や幼い頃から日常生活の中で福祉に触れる環境をつくることなど福祉の仕事に興味や関心を持つ機会を創出することにより、将来の福祉の担い手の確保につながります。

(3)第3号は、福祉の仕事が人を支え、人の役に立てる職種でありやりがいと魅力ある仕事であるということを広くアピールすることや福祉の仕事を体験してもらう機会をつくることにより、市民の、福祉の仕事に対する理解を深めることや福祉に対する主体性を高めることにつながります。

(4)第4号は、市内の福祉従事者や事業者が分野や職種を越えて連携し、助け合うつながりを持つことにより、様々な課題の解決や負担の軽減、サービスの質の向上につながります。

(5)第5号は、市内の福祉従事者や事業者等の社会的評価が向上する仕組みをつくることにより、福祉従事者や事業者のやりがいの向上や福祉の担い手の確保につながります。

福祉円卓会議の答申（令和2年8月7日）では、各号の具体的な施策として20の施策が提案されています。この施策を各号に沿って整理すると、次のとおりになります。

(1)第1号

- ・新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム
- ・福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会
- ・合同職員研修
- ・事業所に出向いて現場を確認しての出前研修
- ・雇用者、管理者、リーダー等階層別の研修を実施
- ・就職（復職）前研修
- ・外国人向けの日本語研修に対する支援
- ・福祉・介護の資格取得に対する助成

(2)第2号

- ・福祉職の魅力を伝える写真展
- ・新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム【再掲】
- ・福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会【再掲】
- ・無料相談窓口の設置
- ・雇用者、管理者、リーダー等階層別の研修【再掲】
- ・就職（復職）前研修【再掲】
- ・外国人向けの日本語研修【再掲】
- ・福祉・介護の資格取得に対する助成【再掲】
- ・ICTネットワークや介護ロボット導入に対する助成

(3)第3号

- ・市政番組「いいじゃん新城」、広報しんしろ「ほのか」等を活用した情報発信
- ・誰でも参加できるイベントで周知
- ・中高校生向けの体験型イベント、講座を開催、福祉教育の充実
- ・福祉職の魅力を伝える写真展【再掲】
- ・新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム【再掲】

(4)第4号

- ・福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会【再掲】
- ・行事・イベントに関する作り物を共通利用できる仕組みをつくる
- ・無料相談窓口の設置【再掲】
- ・「ほいっぷネットワーク」の利用拡大
- ・合同職員研修【再掲】
- ・事業所に出向いて現場を確認しての出前研修【再掲】
- ・雇用者、管理者、リーダー等階層別の研修を実施【再掲】
- ・就職（復職）前研修【再掲】
- ・外国人向けの日本語研修に対する支援【再掲】

(5)第5号

- ・就職祝金
- ・福祉職の魅力を伝える写真展【再掲】
- ・新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム【再掲】
- ・福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会【再掲】
- ・福祉・介護の資格取得に対する助成【再掲】
- ・ICTネットワークや介護ロボット導入に対する助成【再掲】
- ・備品購入、施設改修に対する助成
- ・永年勤続表彰
- ・認定福祉事業所制度（仮称）

（新城市福祉従事者支援施策推進会議）

第9条 福祉従事者、事業者、市民及び市は、前条の施策の推進を図るため、新城市福祉従事者支援施策推進会議を置く。

2 新城市福祉従事者支援施策推進会議の組織及び運営については、会議に諮って別に定める。

**【解説】**

第8条の推進施策は、年度を越えてその問題意識を引き継ぎ、時代の動きに合わせて施

策を変化させながら継続していくことが必要となることから、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力して施策を推進していくことを目的として新城市福祉従事者支援施策推進会議を設置し、意見交換や情報共有、意識共有を図り、様々な課題の解決に向けて柔軟に対応していきます。

また、この会議の組織及び運営は、福祉従事者、事業者、市民及び市の4者が同じ立ち位置で協議し決定していきます。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

第1条から第9条までに記載のない事項については、福祉従事者、事業者及び市民から必要に応じて意見の聴取又は協議のうえ、市長が決定します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。